

青森県ICTを活用した高齢者の見守り体制構築業務 御質問と回答

(R5. 4. 18版)

【高齢者の社会参加の促進について】

問1	つどいの場(通いの場)は最大何か所を想定しているか？
答	ICT機器等の設置は、つどいの場(通いの場)だけでなく、スーパー等を含め最大 30 か所程度を想定しています。

問2	(機器等を設置する)その場所には自治体職員が常駐、または都度出勤する想定か？
答	自治体職員の常駐も都度出勤も想定していません。

問3	活動に参加した場合に付与されるポイントや電子マネーは、青森県として指定(推奨)のプラットフォームはあるか？
答	ありません。

問4	ポイント、電子マネーの原資は、委託費用外と考えてよろしいか？
答	お見込みのとおりです。

【実施要領について】

問1	4委託業務内容(1)モデル自治体(南部町)の住民や関係者への意見聴取 について 高齢者の行動を踏まえた見守り方法について意見聴取するとあるが、聴取ポイント等 県からの指定聴取事項はあるか？また、計何名くらいの聴取を想定しているか？
答	聴取事項に特段の想定はありませんが、事業のPDCAに資するよう行う必要があります。 高齢者の行動を把握しやすい場所や機器のほか、ICT機器等により把握した情報をどの タイミングでどのようにフィードバックするか等、当事業の効果的な実施に向けて必要と考え られることについて意見聴取をお願いします。 なお、意見聴取は 20 名程度を想定していますが、必要に応じてそれ以上となる可能性も あります。

問2	(2)使用する ICT 機器等と設置場所、実施方法の提案 について つどいの場(通いの場)とは、南部町ホームページ内にある「お茶 map」の認識でよいか？
答	お見込みのとおりです。 なお、ICT機器等の設置は、つどいの場(通いの場)だけでなく、スーパー等を含め最大 30 か所程度を想定しています。

【ICT機器等について】

問1	本検証に用いる機器類は、新規の調達のみでなく、事業者からの貸与という形で問題ないか。また、その際は契約終了後機器類を撤収する(本事業終了以後も利用可能な状態とする必要はない)との認識で相違ないか？
答	令和5年度の事業成果を確認した上で令和6年度以降も事業を継続するかを決定します。したがって、購入での実施が望ましいと考えていますが、購入での実施が困難な場合は貸与での実施もやむを得ません。その場合、令和5年度の当事業実施地区において、令和6年度以降も継続貸与が可能か否かを提案書に明示してください。購入か、貸与か、継続貸与可能かどうかも含め、審査の対象とさせていただきます。

問2	本検証に用いる機器類は、上限人数を満たせば、実施要領で例示されているつどいの場等に加えて他の設置場所を提案することも可能か？
答	お見込みのとおりです。

問3	本事業における「ポイント等のシステム管理と、電子マネー等のペーパーレスな還元方法の検討」について、必ずしもポイントを実際に配布・管理する必要はなく、システム管理と還元方法について検討を実施し、報告書においてポイント管理・還元方法の具体的な方向性をとりまとめると考えて良いか？
答	当事業は、モデル自治体における既存のポイント事業と連動して実施することが望ましいため、実際にポイントを配付・管理する体制を検討・検証していただきたいと考えています。

【事業全般について】

問1	採択後にモデル自治体における意見聴取と協議が計画されており、協議結果から企画提案の実施内容に大幅な変更が発生した場合、事業計画自体の修正は可能か？
答	企画提案書に記載の事項について、県と協議の上で適宜修正いただくことは可能ですが、公募の趣旨に鑑み、企画提案内容の重要な部分の変更は認められません。

問2	問1から、予算案と実際に相当な差額が生じる可能性があるが、予算内におさめることを前提とすれば予算計画の大幅変更は許容されるか？
答	企画提案書に記載の事項について、県と協議の上で適宜修正いただくことは可能ですが、公募の趣旨に鑑み、提案額を超えるような費用の変更は認められません。

問3	実証実験を行う場所(つどいの場やスーパー等)のインターネット接続回線等の通信環境整備費(機器レンタル費や通信費等)を予算案に盛り込む必要はあるか？
答	当事業実施に必要な経費は、予算案に盛り込んでくださるようお願い致します。

問4	前問に関連して、機器レンタル費や通信費は、本事業期間限定のサブスクリプション契約費用となるがよろしいか？
答	機器レンタル費や通信費については、本委託事業における機器等の使用期間に対応する経費を予算案に盛り込んでくださるようお願い致します。

【説明会開催について】

問1	住民や関係者への説明会開催にあたり、会場手配はどの機関でご対応いただけるか？
答	会場の手配は受託者にご対応いただきます。受託後、会場選定についてモデル自治体にご相談いただくことは可能です。

問2	説明会にあたり、想定している開催回数はあるか？ (想定する開催回数が)無い場合、開催回数は協議の上、決定する認識でよろしいか？
答	開催回数に特段の想定はありませんが、事業の円滑な実施に向けて必要な開催回数をご提案いただき、協議の上で決定します。

問3	受託者は会場費用の負担を負うか？
答	会場費用が発生する場合、受託者にご負担いただきます。